

## 令和6年度労働報酬下限額

令和6年4月1日以後に公告し、通知し、及び公募する特定公契約について適用する。

### 1 工事及び製造の請負契約

単位：円（1時間当たり）

号	職 種	労働報酬下限額	号	職 種	労働報酬下限額
01	特殊作業員	2, 770	27	普通船員	2, 660
02	普通作業員	2, 350	28	潜水士	4, 660
03	軽作業員	1, 810	29	潜水連絡員	3, 130
04	造園工	2, 420	30	潜水送気員	2, 720
05	法面工	3, 220	31	山林砂防工	3, 270
06	とび工	3, 020	32	軌道工	4, 590
07	石工	3, 050	33	型わく工	3, 050
08	ブロック工	3, 070	34	大工	3, 170
09	電工	2, 390	35	左官	2, 760
10	鉄筋工	2, 880	36	配管工	2, 460
11	鉄骨工	2, 850	37	はつり工	2, 820
12	塗装工	2, 970	38	防水工	2, 930
13	溶接工	3, 240	39	板金工	2, 970
14	運転手（特殊）	2, 790	40	タイル工	2, 530
15	運転手（一般）	2, 530	41	サッシ工	3, 110
16	潜かん工	3, 570	42	屋根ふき工	2, 585
17	潜かん世話役	4, 410	43	内装工	3, 290
18	さく岩工	3, 350	44	ガラス工	2, 910
19	トンネル特殊工	4, 150	45	建具工	2, 530
20	トンネル作業員	3, 110	46	ダクト工	2, 560
21	トンネル世話役	4, 390	47	保温工	2, 810
22	橋りょう特殊工	3, 340	48	建築ブロック工	3, 318
23	橋りょう塗装工	3, 810	49	設備機械工	2, 900
24	橋りょう世話役	3, 920	50	交通誘導員A	1, 970
25	土木一般世話役	2, 930	51	交通誘導員B	1, 620
26	高級船員	3, 370			

※ただし、年金等の受給のために労働の対価を調整している者及び労働者の合意のもと、見習い、手元等と使用者が判断する者については、この表の労働報酬下限額にかかわらず1, 267円とする。

### 2 業務委託契約、労働者派遣契約及び指定管理協定

1, 081円（1時間当たり）